

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十六年十月二十二日奈良県指令建第九四―一―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年三月二十日建第八四―一四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字東新堂三六七番一、三六八番一、三六九番四及び三六九番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区浜松町二丁目四番一号

オリックス株式会社 代表執行役 井上亮